

平成21年度第1回宗像市市民参画等推進審議会会議録

日時	平成21年7月2日(木) 10:00~11:50
場所	宗像市市民活動交流館201会議室
出席者	【委員】 井上豊久、白坂義正、中里留美子、花田義男、東博子、南博 (吉田委員からは事前に書面により意見の提出があった) 【事務局】 伊豆丸、中村、神谷、井上、吉丸、酒井、梶栗

1. 委員の変更等について

審議会の委員について、立石公孝氏から花田義男氏に変更、南博氏を新規に委嘱することになった。

変更等の主な理由は次のとおり。

- ①立石氏がコミュニティ運営協議会の役職を退いたことに伴い、赤間西地区コミュニティ運営協議会会長の花田氏を新たに委員とする。
- ②人づくりでまちづくり事業補助金、市民サービス協働化提案制度について、協働という視点で一体的に議論したほうがより効果的であるため、それぞれの審査会を市民参画等推進審議会が兼ねることとするので、平成20年度市民サービス協働化提案制度審査委員会委員長の南氏を新たに委員とする。

2. 市民サービス協働化提案制度について(報告)

別紙資料に基づいて、平成21年度の主な変更点について、事務局が説明を行った。

3. 協働大学について(報告)

別紙資料に基づいて、概要及び経過について、事務局が説明を行った。

4. 人づくりでまちづくり事業補助金について(報告)

別紙資料に基づいて、今年度、人まち補助金の採択を受けた事業について、事務局が説明を行った。

5. 市民活動団体とコミュニティ運営協議会との連携について(報告)

2月に市民活動団体とコミュニティ運営協議会事務局長、6月に健康福祉分野の市民

活動団体とコミュニティ運営協議会事務局長と担当部会長との意見交換会の状況について、事務局が説明を行った。

6. コミュニティについて（報告）

コミュニティに関する状況等について、事務局が説明を行った。

- (1) 組織機能強化として監査業務規程及び会計業務規程の指針を策定する予定である。
- (2) まちづくり交付金の評価研究を平成21年度に実施予定である。
- (3) 各コミュニティ運営協議会に対し、平成21年度中に自己評価委員会を設置するよう提案協議を行う。
- (4) 日の里と神湊のコミュニティ運営協議会で女性の会長が誕生した。
- (5) コミュニティ・センターの整備については、平成21年度に3地区着手し、平成25年度には全地区完了予定である。
- (6) まちづくり計画は9地区で策定終了、平成24年度までに全地区完了予定である。

7. パブリック・コメントの改善策について（協議）

別紙資料に基づいて、パブリックコメントの意見提出状況、事務の流れ、広報の掲載記事、市公式HPでの意見の提出方法等について、事務局が説明を行った。その後、市民がより意見を提出しやすくするため、パブリックコメントをどのように見直すべきか議論を行った。出された主な意見等は次のとおり。

- *パブリックコメントの案件を市民が直接身近に感じていない。特に若い世代の人たちはそのようである。
- *計画や条例案に対する理解を深めるため、パブリックコメントを行う前に、計画や条例案に関係する団体などに説明会をするなどしてはどうか。
- *パブリックコメントの充実は図っていかねばならないが、意見提出の件数が多いからいいというものではない。市民参画手続のひとつであり、案件に応じて、審議会やワークショップなど、どのような手法をとれば、より市民の意見を的確に反映させることができるか、検討すべきである。
- *今の広報の記事を見ても、意見を提出しようという思いにならないのではないかなんらかの工夫が必要である。
- *どのように市民の意見が反映されたかを、広報などで掲載されると、再度、意見を提

出しようと思うのではないか。

*一般的に日本人は行政の意思形成過程に参画しようという感覚があまりないし、そのような教育があまり行われてこなかったのも背景にはあると思う。

*氏名等を書かなければならないということで、意見を出すことを躊躇している人がいるのではないか。(この意見については、事務局から市民参画条例制定時に審議会の審議の中で、責任をもって意見を出してもらうためには、氏名等を明記することが必要ということになり、条例に「氏名等を明記しなければならない」という規定を設けるようになったという説明があった)

議論の結果、審議会はパブリックコメントについて、次の5点を改善策の意見としてまとめた。

①計画や条例案について、市民が公共施設での閲覧だけで、膨大な資料を読み、意見を提出するのは難しい。公共施設に置いてある計画や条例案と同じ、貸出用資料を別途用意して、市民が自宅でじっくりと計画や条例案を読み、意見を提出しやすいようにすべきである。

②市民アンケートの結果を見ても、市広報紙が市民に一番読まれている市政の情報通信媒体であるので、広報紙でのパブリックコメントの掲載については、もっと工夫すべきである。具体的には、次のような事項について、検討を行うこと。

(ア) 計画や条例案のポイントとなる点などを2、3つ明示して、市民が関心をもつようにすること。

(イ) パブリックコメントにより、計画や条例案を変更した点など、結果の報告を適切にすること。

(ウ) 意見提出の際に意見提出者の氏名等を書くようになっているが、これは市民も責任をもって意見を提出してもらうため、提出意見の公表は行うが、氏名等の公表はしていない。意見提出をすると、個人名が公表されるのではないかという、誤解を招かないようにするためにも、「氏名等は公表しません」ということを書くこと。

③計画や条例案は、資料等を含め、非常に膨大であるので、全体を理解することは非常に困難である。概要版、ダイジェスト版などのポイントを押さえた要点集を作り、市民が理解しやすいようにすべきである。

- ④計画や条例案について、もっと市民に対して説明を行うようにするため、必要に応じて、担当部署による説明会等を開催すべきである。
- ⑤1年度間に予定されているパブリックコメントの計画や条例案について、年度当初に広報紙等に明示し、市民があらかじめ計画的に資料等の収集ができるようにすべきである。

7. その他

事務局から、今後の会議については、3回程度先まで日程を決めさせてほしい旨の提案があった。後日、個別に日程調整を行う。